

(大分海区漁業調整委員会 伊予灘海域におけるたちうお浮きはえなわ漁業の禁止)

大分海区漁業調整委員会告示第十二号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第二百一十条第一項の規定により、次のとおり  
たちうお浮きはえなわ漁業を禁止する。

令和七年九月十九日

大分海区漁業調整委員会会長 阿 部 貴 史

#### 一 禁止区域

伊予灘協定水域(点コと点サを結ぶ直線、点ス、点ツ及び点セを順次結ぶ直線、点テと点トを結ぶ直線、点チと点ナを結ぶ直線並びに点サと点ス、点セと点テ、点トと点ナ及び点コと点チをそれぞれ結ぶ最大高潮時海岸線から八千メートルの線で囲まれた水域をいう。)のうち、伊予灘協定東部海域(伊予灘協定水域のうち点ケと点シを結ぶ直線以東の海域をいう。)並びに山口県及び愛媛県の最大高潮時海岸線から一万メートル以内の海域

点ア 大分県大分市関崎

点イ 大分県国東市安岐崎沖灯浮標

点ウ 大分県東国東郡姫島村姫島灯台

点エ 山口県熊毛郡上関町小祝島西端

点オ 山口県熊毛郡上関町祝島北西端

点カ 山口県熊毛郡上関町祝島西南端

点キ 山口県熊毛郡上関町祝島東端

点ク 愛媛県西宇和郡伊方町見舞崎灯台

点ケ 愛媛県西宇和郡伊方町佐田岬灯台

点コ 点ウから点エ見通し八千メートルの点

点サ 点エから点ウ見通し八千メートルの点

点シ 点オから点ウ見通し五千メートルの点

点ス 点キと点クを結ぶ直線と山口県熊毛郡上関町ホウジロ島の最大高潮時海岸線から八

千メートルの線との交点

点セ 点クから点カ見通し八千メートルの点

点ソ 点ケから点シ見通し八千メートルの点

点タ 点アと点イを結ぶ直線と点セと点ソを結ぶ直線の延長線との交点

点チ 点アと点イを結ぶ直線と大分県国東半島の最大高潮時海岸線から八千メートルの線

との交点

点ツ 点キと点クを結ぶ直線と点ソと点セを結ぶ直線の延長線との交点

点テ 点セと点タを結ぶ直線と愛媛県佐田岬半島の最大高潮時海岸線から八千メートルの

線との交点

点ト 点セと点タを結ぶ直線と大分県大分市高島の最大高潮時海岸線から八千メートルの

線との交点

点ナ 点アと点イを結ぶ直線と大分県佐賀関半島の最大高潮時海岸線から八千メートルの線との交点

二 禁止期間

令和七年十月一日から令和八年九月三十日まで